

令和6年（2024年）5月31日

職員の処分について

- 1 被処分者 健康福祉局（本庁） 参事（男性・41歳）
- 2 処分内容 減給10分の1 3月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）
- 4 処分発令日 令和6年（2024年）5月31日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和6年（2024年）2月8日から同月15日までの間、正当な理由なく無断で5日間の勤務を欠いたものの。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（1）欠勤

ア 正当な理由なく、無断で10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

【参考②】令和6年度の処分状況（本件を含む）

2件 2人（1件目は、4月 児童への体罰をした小学校教諭への戒告）

【お問い合わせ先】

人事課：課長 木村 直人（きむら なおと）
副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）
電話：096-328-2149